

令和6年第3回敦賀市議会定例会議案目録

議案番号	事案名	備考
B議案第7号	敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議の件	

令和 6 年 10 月 9 日

敦賀市議会議長 中 野 史 生 殿

提出者	敦賀市議会議員	三田村	峻
賛成者	同	北 條	正
同	同	吉 田	隆 昭
同	同	籠	太一朗
同	同	橋 本	彬 穂

敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議の件

上記の議案を会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

B 議案第 7 号

敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議の件

敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議を行う。

令和 6 年 10 月 9 日 提出

提出者	敦賀市議会議員	三田村	峻
賛成者	同	北 條	正
同	同	吉 田	隆 昭
同	同	籠	太一朗
同	同	橋 本	彬 穂

敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議

議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、常に高い倫理観を持たなければならない。

ハラスメントは日本国憲法が保障する個人の尊厳を蹂躪する行為である。また、ハラスメントは議会活動に支障を生じさせ、議会の社会的信用及び信頼を失墜させる行為である。令和3年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」に明記されるなど、性別、年齢等、議員の多様性が求められる中、ハラスメントのない議会はその前提条件である。

そして、議員、市職員に対するハラスメントは、その者の尊厳を傷つけ、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、最悪の場合は人命の喪失、市政の停滞を招くものであり、これは市民の信頼への背信である。

敦賀市議会は、ハラスメントのない良好な職場環境、ひいてはハラスメントのない敦賀市を実現すべく下記のとおり表明する。

記

- 1 ハラスメントを防止するために議会が条例の制定、研修の実施等の手段で率先して行動する。
- 2 ハラスメントは条例の有無に関わらず、そもそも許されない行為であると自覚し、清廉な言行に努める。

以上、決議する。

令和 6 年 10 月 9 日

敦 賀 市 議 会

提案理由

敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議を行いたいので、この案を提出する。